

社会福祉法人やまゆり福祉会慶弔見舞金規程

(平成19年度第4回理事会承認)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人やまゆり福祉会（以下「法人」という。）が行う慶弔見舞金について、必要な事項を定める。

(弔慰金の支給)

第2条 法人の役員及び評議員の弔事に対しては、次のとおり弔慰金を支給し、及び花輪1基を呈する。ただし、選任後1ヶ月未満の場合は、別途、理事会において協議する。

- (1) 役員及び評議員 30,000円。ただし、理事長及び理事長職務代理者 50,000円
- (2) 役員及び評議員の配偶者 20,000円
- (3) 役員及び評議員の父母（同居の義父母を含む。）及び子 10,000円
- (4) 役員及び評議員の祖父母又は兄弟姉妹 5,000円

2 法人の障害福祉サービスの利用者及び障害者支援施設の近隣住民の弔事に対しては、次のとおり弔慰金を支給する。

- (1) 障害福祉サービスの利用者 10,000円
- (2) 障害者支援施設の近隣住民 10,000円

(見舞金の支給)

第3条 法人の役員及び評議員等が、病気や怪我により7日以上入院した場合には、次のとおり見舞金を支給する。

- (1) 役員及び評議員 20,000円
- (2) 役員及び評議員の配偶者 10,000円
- (3) 役員及び評議員の父母（同居の義父母を含む。）及び子 5,000円

2 法人の役員及び評議員が、天災・事故等不慮の災害を被った場合には、10,000円の見舞金を支給する。

(改正)

第4条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。